

★ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例（条例第十六号）  
（みんなで減災推進課）

一 改正の要旨

防災気象情報体系が見直され、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒情報が、気象業務法に基づく警報と一体として通知等されることになったことを踏まえ、関係規定の整備を行った。

二 施行期日

令和八年七月六日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（人事課）

一 改正の理由

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を改めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 次のとおり災害応急作業等に従事する職員の手当の額の改定を行った。

手当を支給する作業	現行	改正案
豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、堤防等において行う巡回監視	七二〇円	九五〇円
豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、堤防等において行う応急作業等	一、〇八〇円	一、四四〇円
噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づき居住者等が立退きを指示された地域又は同法に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等	一、〇八〇円	一、四四〇円
豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業	八四〇円	一、一二〇円
豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整	七二〇円	九五〇円
人事委員会が認める作業	一、〇八〇円以内	一、四四〇円以内

2 1にかかわらず、次のとおり大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合の手当の額の改定を行った。

手当を支給する作業	現行	改正案
大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業	一、〇八〇円	一、四四〇円

### 三 施行期日等

令和八年七月六日。ただし、改正後の規定は、令和八年四月一日から令和八年七月六日までの間に改正前の規定における支給対象作業に従事した職員についても適用する。

★ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（条例第十八号）  
（人事課）

一 改正の要旨

地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、次の条例について、引用条項の整理を行った。

- 1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 2 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- 3 広島県土地造成事業の設置等に関する条例
- 4 広島県公営企業の設置等に関する条例

二 施行期日

令和八年九月二十四日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税及び地方消費税に関する規定を改正した。

1 個人の県民税

(一) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、次の措置を講じた。

(1) 特例控除額の控除限度額を、所得割額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）とのいずれか低い金額とした。

(2) 特例控除額の特例及び申告の特例等について、適用期限を令和三十年度分の個人の県民税まで延長する等の措置を講じた。

(二) 公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとした。

(三) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和二十五年度分の個人の県民税及び居住年が令和十二年であるものまで延長する等の措置を講じた。

(四) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講じた。

(1) 上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。

(2) 各年度分の個人の県民税について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。

(五) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととする措置を講じた。

2 地方消費税

地方消費税の納税義務者等について、引用法令の整理を行った。

二 施行期日

1 2及び3以外の改正 令和九年一月一日

3	2
一 2 の改正	一 1 (一)及び (五)の改正 令和十年 四月一日 令和十年 一月一日

★ 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（税務課）

一 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、課税免除等に係る地方税の減収補てん措置が延長されたこと等を踏まえ、事業税及び不動産取得税の特例措置を延長した。

二 改正の内容

1 東京都の特別区の区域に存する特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業（以下「移転型事業」という。）における事業税及び不動産取得税の課税免除について、令和十年三月三十一日までに移転型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から三年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用するほか、必要な規定の整理を行った。

2 内閣府令で定める要件を満たす地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業（移転型事業を除く。以下「拡充型事業」という。）における不動産取得税の不均一課税について、令和十年三月三十一日までに拡充型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から三年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用することとした。

三 施行期日等

令和八年七月六日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十一号）（安心保育推進課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、保育所及び認定こども園における職員配置基準上、理学療法士その他の専門職を、一人に限り、保育士とみなすことを可能とするなど、関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	理学療法士その他の専門職を、一人に限り、保育士とみなすことを可能とするなど関係規定の整備
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例	一 理学療法士その他の専門職を、一人に限り、保育士とみなすことを可能とするなど関係規定の整備 二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における主務保育教諭等の配置に係る関係規定の整備 三 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における学級編制基準の見直し
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	一 理学療法士その他の専門職を、一人に限り、保育士とみなすことを可能とするなど関係規定の整備 二 幼保連携型認定こども園における主務保育教諭等の配置に係る関係規定の整備 三 幼保連携型認定こども園における学級編制基準の見直し 職員配置に係る経過措置の終期の設定

二 施行期日等

1 施行期日

令和八年七月六日

2 経過措置

認定こども園における学級編制基準について、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるため、令和十四年三月三十一日までは、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるとする経過措置を設けた。

★ 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（医療政策課）

一 改正の要旨

医療法及び医療法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条項等の整理を行った。

二 施行期日

1 2以外の改正 令和八年七月六日

2 医療法の改正に伴う改正 令和九年四月一日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
(条例第二十三号) (教育委員会)

一 改正の理由

へき地教育振興法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、へき地手当について、地域手当との調整措置を廃止するなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 へき地手当における地域手当との調整措置を廃止した。
- 2 へき地手当に準ずる手当の支給対象者を追加した。

三 施行期日等

令和八年七月六日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

★ 酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（警察本部）

一 改正の要旨

刑法の一部が改正されたことを踏まえて、酒類提供営業等を営む者に対し、営業の停止を命じることができる行為に、新たに電磁的記録文書等の偽造私文書等行使の罪を含めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年七月二十六日

★ 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（労働委員会）

一 改正の要旨

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和八年十月一日

★ 広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める  
条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）

一 改正の要旨

令和七年十月一日現在によって実施された令和七年国勢調査の人口速報集計結果に基づき、広島県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正を行った。

二 施行期日

次の一般選挙